
種 別： 判例研究

タイトル： 遺産としての共有持分賠償金

著 者： 伊藤 栄寿

所 収： 『上智法学論集』第 58 卷 2 号（平成 26 年 11 月）119-131 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

遺産としての共有持分賠償金

伊藤 栄寿

最高裁判平成 25 年 11 月 29 日第 2 小法廷判決（平成 22 年（受）第 2355 号共有物分割等請求事件）民集 67 卷 8 号 1736 頁（判時 2206 号 79 頁、判タ 1396 号 150 頁、金判 1434 号 14 頁）

【事案の概要】

本件土地は、 X_1 、 X_2 （いずれも原告・控訴人・被上告人）、 A の 3 人が共有しており、その共有持分は、 X_1 が 72 分の 30、 X_2 が 72 分の 39、 A が 72 分の 3 であった。平成 18 年 9 月、 A が死亡したが、遺産分割は未了である。 A が有していた共有持分（以下、「本件持分」という。）は、 A の夫である X_2 、 A と X_2 との間の子である X_3 （原告・控訴人・被上告人）、 Y_1 、 Y_2 （いずれも被告・被控訴人・上告人）の 4 名による遺産共有状態にある。なお、 X_1 は、 X_3 が代表者を務める会社である。

本件土地は地積約 240 平方メートルの宅地であり、本件土地上には X_1 および X_2 が所有する建物が存在する上、本件持分に相当する面積は約 10 平方メートルにすぎず、本件土地を現物で分割することは不可能である。

X らは、本件土地上にマンションを新築することを計画しているが、 Y らとの間で、本件土地の分割に関する協議が調わないため、本件訴えを提起した。 X らは、本件土地の分割方法として、本件持分を X_1 が取得し、 X_1 が A の共同相続人らに対し本件持分の価格の賠償として 466 万 4660 円を支払うという全面的価格賠償の方法による分割を希望している。 X_1 は、その支払能力を有している。

第 1 審（東京地判平成 21 年 8 月 28 日）は、本件持分について全面的価格賠償の方法による共有物分割が行われると、各共同相続人に賠償金が確定的に支払われてしまい、賠償金が遺産分割の対象として確保されず、共同相続人の有す

る遺産分割上の権利を害することになってしまうこと、現時点では、他に賠償金を遺産分割の対象として確保する方法が存在しないことから、全面的価格賠償の方法による共有物分割が許される特段の事情があるとはいえないとして、競売による分割を命じた。

原審（東京高判平成22年8月31日）は、共有物分割請求に関し、本件持分について全面的価格賠償の方法が採用された場合には、賠償金がAの共同相続人らの共有とされた上で、その後に他のAの遺産と共に遺産分割に供されることになるから、全面的価格賠償の方法によってもAの共同相続人らの遺産分割に関する利益は保護されるとして、Xらの希望するとおりの全面的価格賠償の方法を採用するのが相当であると判断し、共同相続人であるX₂、X₃、Y₁、Y₂に対して4分の1ずつの額の支払いを命じた。

Yらは、全面的価格賠償の方法による共有物分割がされると、賠償金が確定的に各相続人に支払われてしまい、遺産分割の対象として確保されなくなるから、本件において全面的価格賠償の方法を採用することは許されない、などとして上告した。

【判旨】 一部上告棄却、一部上告却下。

「共有物について、遺産分割前の遺産共有の状態にある共有持分（以下「遺産共有持分」といい、これを有する者を「遺産共有持分権者」という。）と他の共有持分とが併存する場合、共有者（遺産共有持分権者を含む。）が遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消を求める方法として裁判上採るべき手続は民法258条に基づく共有物分割訴訟であり、共有物分割の判決によって遺産共有持分権者に分与された財産は遺産分割の対象となり、この財産の共有関係の解消については同法907条に基づく遺産分割によるべきものと解するのが相当である（最高裁昭和47年（オ）第121号同50年11月7日第二小法廷判決・民集29巻10号1525頁参照）。

そうすると、遺産共有持分と他の共有持分とが併存する共有物について、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであるから、賠償金の支払を受けた遺産共有持分権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うというべきである。

そして、民法258条に基づく共有物分割訴訟は、その本質において非訟事件

であって、法は、裁判所の適切な裁量権の行使により、共有者間の公平を保ちつつ、当該共有物の性質や共有状態の実情に適合した妥当な分割が実現されることを期したものと考えられることに照らすと、裁判所は、遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させてその賠償金を遺産分割の対象とする価格賠償の方法による分割の判決をする場合には、その判決において、各遺産共有持分権者において遺産分割がされるまで保管すべき賠償金の範囲を定めた上で、遺産共有持分を取得する者に対し、各遺産共有持分権者にその保管すべき範囲に応じた額の賠償金を支払うことを命ずることができるものと解するのが相当である。〕

【評釈】

1 はじめに

共有者はいつでも共有物の分割を請求することができ（民法256条）、協議が調わないときは裁判所に分割を請求することができる（258条）。他方、共同相続人は遺産を構成する財産を共有しているが、この共有状態を解消するためには、遺産分割手続（906条以下）をとる必要がある。物権法上の共有と遺産共有とは、共有関係の解消方法が異なる。そこで、一部の共有者が、遺産共有持分権者である場合、すなわち、遺産共有持分と他の共有持分が併存する場合、共有関係の解消をどのように行うべきかが問題となる。

本判決は、ある共有物に遺産共有持分と他の共有持分が併存する場合、この共有関係の解消について、3つの重要な内容を判示している。家事実務、民事実務はもちろん、理論的にも大きな意義がある。

第1に、遺産共有関係と通常の共有関係が併存する場合、共有関係の解消方法は、258条の共有物分割訴訟によるべきであるとしている。ところで、本判決は後述するように、最判昭和50年11月7日民集29巻10号1525頁（以下、「最判昭和50年」という。）を引用している。しかし、本判決と最判昭和50年とは、共有に至った経緯が大きく異なる。そこで、本判決と最判昭和50年との関係、また、本判決の射程を明らかにする必要がある。

第2に、遺産を構成する共有持分権が、共有物分割により価格賠償されることとなった場合、賠償金は遺産共有持分権者に確定的に帰属することはなく、遺産分割まで保管されるべきであるとしている。従来、遺産の代償財産一般について、誰にどのように帰属するのかということは論じられてきたものの、共有物分割による賠償金の帰属については、ほとんど論じられてこなかった問題である。本判決は、共有物分割による賠償金が共同相続人に確定的に帰属しな

い理由を何ら論じていないため、この点を考察する必要がある。

第3に、遺産である共有持分権が共有物分割により賠償金に化体した場合、裁判所は、遺産共有持分権者に遺産分割まで賠償金を保管させる義務を負わせることができるとする。さらに、保管すべき賠償金の範囲を定めることができるとする。しかしながら、なぜこのような義務を負わせることができるのか、誰にどれだけ保管させるべきかについて詳しい説示を行っていない。これらの点を検討する必要がある。

以下では、まず、共有分割と遺産分割の関係について、従来の判例理論と本判決の意義および射程を検討する(2)。次に、共有物分割による賠償金の帰属問題について検討する(3)。続いて、賠償金の保管義務の内容について考察する(4)。

2 共有分割と遺産分割の関係

(1) 従来の学説

ある物について、遺産共有持分と他の共有持分が併存することがある。すなわち、遺産共有持分権者と、遺産共有関係に何ら関わりのない第三者が、ある物を共有することがある。第三者が、遺産共有関係ではなく、通常の共有関係の解消を求めようとする場合、どのような手続がとられるべきであろうか。裁判上の手続としては、①258条に基づく共有物分割訴訟、②907条に基づく遺産分割審判の2つが考えられる。そこで、この2つの手続が、どのような関係にあるのかが問題となる。この問題については、従来、いくつかの考え方が示されていた。第1に、遺産分割前に①の手続は許されず、②の手続のみが許されるとする考え方である。第2に、第1の考え方を原則としつつ、例外的に①の手続が許される場合があるとする考え方である。第3に、遺産分割前であっても①の手続は許されるとする考え方である⁽¹⁾。

第1の考え方をとる理由は、遺産分割に先立って特定財産についての共有関係が解消され、遺産分割の対象から外されると、柔軟な遺産分割が阻害され、共同相続人の利益が害されるから、という実質論にある⁽²⁾。学説上は、第2の考え方が有力であった。すなわち、原則として、遺産分割審判がなされるべ

(1) 以上の学説の整理については、瀬川信久「判批」別冊ジュリスト66号(家族法判例百選〔第3版〕)(1980年)210頁など参照。

(2) 神戸地判昭和37年7月25日下民集13巻7号1563頁、最判昭和50年の原判決である大阪高判昭和46年10月28日下民集22巻9・10号110頁など。

きであるが、例外的に、共有物分割訴訟が許されるとする⁽³⁾。たとえば、すべての共同相続人が第三者に持分譲渡をし、共有状態となっている（遺産共有持分権者が存在しなくなっている）場合には、譲受人間で共有物分割訴訟が認められるなどとされる⁽⁴⁾。ところで、これら第1、第2の見解においては、形式的な理由づけがほとんど存在していない。本来、遺産として共同相続人に帰属すべき財産であることから、第三者が権利者として登場したとしても、遺産分割の対象として扱うべきであるとする価値判断が働いていると考えられる。なお、これらの見解は、一部共同相続人が特定財産の共有持分権を第三者に譲渡した事例を想定している。逆にいえば、はじめから第三者と被相続人が共有状態にあり、その後、相続によって第三者と遺産共有持分権者が共有することとなった場合については、想定されていない。

これに対して、最判昭和50年は、第3の考え方を採用した⁽⁵⁾。すなわち、共同相続人の一人から特定不動産の共有持分権を譲り受けた第三者が、共有関係の解消を求める方法としてとるべき手続は、907条に基づく遺産分割審判ではなく、258条に基づく共有物分割訴訟であるとした。

(2) 判例理論

最判昭和50年の事案は、A・Yが土地建物を2分の1ずつの持分で相続し、Aがこの持分をXに贈与したので、XがYに対して共有物分割の訴えを提起したというものである。原審は、共有物分割の訴えが不合法であるとして訴えを却下した。これに対し、最判昭和50年は次のように判示し、共有物分割の訴えを適法であるとして破棄差戻しをした。「共同相続人が分割前の遺産を共同所有する法律関係は、基本的には民法249条以下に規定する共有としての性質を有すると解するのが相当であって（最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁参照）、共同相続人の一人から遺産を構成する特定不動産について同人の有する共有持分権を譲り受けた第三者は、適法にその権利を取得することができ（最判昭和38年2月22日民集17巻1号235頁参照）、他の共同相続人とともに右不動産を共同所有する関係にたつが、右共同所有関係が民法249条以下の共有としての性質を有するものであることはいうまでもない。そして、第三者が

(3) 川井健「判批」判例評論161号（判例時報667号）（1972年）24頁、品川孝次「判批」判例タイムズ288号（1973年）86頁。

(4) 川井・前掲注(3)25頁。

(5) 最判昭和50年登場以前にこの考え方をとっていたものとして、東京地八王子支判昭和41年10月26日判時485号52頁。

右共同所有関係の解消を求める方法として裁判上とるべき手続は、民法907条に基づく遺産分割審判ではなく、民法258条に基づく共有物分割訴訟であると解するのが相当である」。

上記のように解する理由は、要約すれば、次の5点にまとめることができる。①共同相続人が自己の遺産共有持分権を第三者に譲渡した場合、その譲渡部分は遺産分割の対象から逸出すると解すべきである、②共同相続人と第三者とでは、分割の対象・基準・方法が異なるので、同一手続で処理することは不必要、不適當である、③第三者が遺産分割手続に関与すると審判手続が複雑化し、共同相続人・第三者の双方に負担をかける、④共有物分割訴訟は対象物を当該不動産に限定するので、第三者の分割目的達成のために適切である、⑤共有物分割により共同相続人に分与された部分は遺産分割可能であり、共同相続人の権利を害することはない。

さらに、その後、最判昭和53年7月13日判時908号41頁も「共同相続人の一人が遺産を構成する特定の不動産について同人の有する共有持分権を第三者に譲り渡した場合については、民法905条の規定を適用又は類推適用することはできないものと解すべきである」としている。

(3) 本判決の意義と射程

(a) 意義

本判決は、ある物について、遺産共有持分と他の共有持分とが併存する場合、遺産共有持分と他の共有持分との間の共有関係を解消する裁判手続は、258条による共有物分割訴訟であるとする⁽⁶⁾。その根拠は、最判昭和50年と同様である。

すなわち、②～⑤については、本件事案にも直接あてはまる。他の共有持分権者が共同相続人でない以上、遺産分割に関与できないという点ではまったく同様である。また、遺産分割手続で処理することは、共同相続人・第三者の双方に負担をかけるものであり、不必要かつ不適當である。したがって、本判決においても最判昭和50年の理由づけが妥当する。ところで、最判昭和50年の理由づけの一つとされている①は、本件事案にはあてはまらない。しかし、遺産分割の対象とはならないという意味で、最判昭和50年と本判決に違いはないといえる。

(6) なお、遺産共有持分権者間における共有物の分割について、258条に基づく共有物分割訴訟を用いることはできない(最判昭和62年9月4日家月40巻1号161頁)。

(b) 射程

本判決は、最判昭和 50 年の射程を 2 点において広げた。

第 1 に、第三者がいかなる原因によって共有持分権を取得し、共有関係に入ったかを問題にしていない。最判昭和 50 年は、共同相続人の一人から特定不動産の共有持分権を譲り受けた者についての判断であった。これに対して、本判決は、遺産共有持分と他の共有持分とが併存するに至った原因について、何ら限定を加えていない。異なる考慮が必要となる共有関係の発生原因を想定できないからである。

第 2 に、共有関係解消を主張できる者の範囲を拡大している。最判昭和 50 年は、遺産共有持分権者でない他の共有持分権者、すなわち第三者から、共有関係の解消を求める場合についての判断であった。これに対して、本判決は、共有関係の解消を求める主体について何ら限定を加えておらず、遺産共有持分権者からの共有関係の解消を求める場合をも射程に収めた。遺産共有持分権者も、遺産分割の前提として、遺産に含まれる共有持分権の帰属を明確しておく必要があるからである⁽⁷⁾。

3 遺産としての共有物分割賠償金

(1) はじめに

共有物が協議により分割される場合、その方法に制限はない。共有者がその方法に合意しているからである。他方、裁判により分割される場合、現物分割が原則であり、現物分割が不可能またはその価格を著しく減少させるおそれがあるときには、競売による代金分割が許される（258 条 2 項）。これに対して、価格賠償、すなわち、一部共有者が共有物を取得し、他の共有者に代金を支払うという分割方法は、民法上に規定が存在しないが、判例は、これを認める。

(7) この共有物分割を、遺産共有持分権者が単独で請求できるのか、それとも全員でないで請求できないかが問題となる。たしかに、遺産共有持分権者の全員でないで分割請求できないとする考え方もありうる。しかしながら、第三者との共有関係継続が、遺産共有持分権者間での紛争に混乱を招く可能性があり、これを継続させるべき理由は特になんといえる。そこで、各遺産共有持分権者は、共有持分権者であることから、共有持分権に基づき、ないし、遺産共有の保存行為として、単独で分割請求ができると考えられる。遺産分割の前提として、第三者との共有関係を解消しておくことにはメリットがあるからである。もちろん、これを認める前提は、あくまで「第三者との共有関係」の解消であり、「遺産共有持分権者間の共有関係」を解消することは認められない。後者については、遺産分割手続によらなければならないが、共有物分割手続は認められないからである。

現物分割により過不足が生じる場合に、その調整をするための一部価格賠償はもちろんのこと⁽⁸⁾、最判平成8年10月31日民集50巻9号2563頁(以下、「最判平成8年」という。)は、一定の要件を満たす場合には、全面的価格賠償も許されるとしている。価格賠償、とくに、全面的価格賠償は、所有権の一種である共有持分権を本人の意思にかかわらず剥奪することになるため、裁判所がこれを命じることができるかは激しく議論されてきた。最判平成8年以降、全面的価格賠償も認められると考える見解が一般的であり⁽⁹⁾、本判決も当然にこれを認めている⁽¹⁰⁾。

それでは、遺産を構成する共有持分権について、共有物分割により価格賠償がなされることとなった場合、賠償金はどのように取り扱われるのであろうか。共同相続開始後、遺産から生じた財産が誰に帰属するかという問題については、いくつかの判例が存在する。

(2) 従来判例

最判昭和52年9月19日家月30巻2号110頁(以下、「最判昭和52年」という。)は、X、Yが相続人が全員合意のうえ、遺産の一部をAに売却し、Yが代金を受領したところ、XがYに対して、法定相続分に応じた代金の交付を請求したという事案である。最判昭和52年は「共同相続人が全員の合意によって遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を第三者に売却したときは、その不動産は遺産分割の対象から逸出し、各相続人は第三者に対し持分に応じた代金債権を取得し、これを個々に請求することができるものと解すべき」として、Xの請求を認容した。

最判昭和54年2月22日家月32巻1号149頁(以下、「最判昭和54年」という。)も、ほぼ同様の事案において、最判昭和52年を引用し、「共有持分権を有する共同相続人全員によって他に売却された右各土地は遺産分割の対象たる相続財産から逸出するとともに、その売却代金は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情のない限り、相続財産には加えられず、共同相続人が各持分に応じて個々にこれを分割すべきものである」と判示した。最判昭和54年は、特別の事情が存在す

(8) 最判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁。

(9) 従来、価格賠償が認められるか否かが大きな争点であったが、現在では、いかなる要件の下で認められるかが争われている。

(10) 本件事案における最判平成8年判示する全面的価格賠償の要件該当性については、本山敦「本件判批」金融・商事判例1439号(2014年)11頁参照。

る場合には、共同相続人に分割帰属しないことがあるということを新たに示した点に意義がある。

関連する判例として、遺産から生じた果実の帰属について判示する、最判平成 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁（以下、「最判平成 17 年」という。）がある。X、Y らは遺産である不動産から生じた賃料等について、銀行口座で管理していた。その後、遺産分割決定により、不動産が X に帰属することとなった。XY 間に紛争が生じ、Y が争いのある金員を保管することで XY は合意した。X は、遺産分割前の賃料債権は、遺産分割の遡及効（909 条）により不動産を取得した者に帰属するとして支払いを求めた。これに対し、Y は、賃料債権は可分債権である以上、法定相続分にしたがって各共同相続人に帰属すると主張した。最判平成 17 年は、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」と判示した。

最判平成 17 年は、「遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産」であるとしている。本判決で問題となっている共有物分割による賠償金は、遺産そのものの代償財産であり、「別個の財産」とはいえないため、最判平成 17 年とは事案を異にする。

(3) 本判決の意義と射程

(a) 意義

本判決は、共有分割により支払われる賠償金の性質について何ら論じることなく⁽¹¹⁾、賠償金は遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであり、遺産共有持分権者が確定的に取得するものではないとした。

最判昭和 52 年および 54 年との関係をどのように捉えるかが問題となる。第 1 に、本判決を最判昭和 54 年の例外事例として位置づけることが考えられる。最判昭和 52 年は、遺産を構成する財産が第三者に売却されたとき、その財産は遺産分割の対象から逸出し、共同相続人が第三者に対し持分に応じて代金債権を取得するとしていた。最判昭和 54 年は、その前提として、「売却代金は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情のない限り」と判示した。本判決は、「特段の事情」が

(11) 本山・前掲注 (10) 12 頁。

存在する事例であると捉えることができる⁽¹²⁾。

第2に、本判決と最判昭和52年および54年とは、事案がまったく異なると捉えることができる。最判昭和52年および54年は、共同相続人全員が合意によって遺産の一部を売却したという事案である。これに対して、本判決は、共同相続人全員の合意に基づく売却が行われた事案ではない。たしかに、共有物分割による価格賠償は、強制的な共有持分の売買である⁽¹³⁾。しかしながら、最判昭和52年および54年では、共同相続人全員が合意によって、遺産の一部分割を行っている、すなわち、遺産の一部を遺産分割の対象から逸出させていると評価することができる。本判決では、共同相続人間に共有持分権を遺産分割の対象から逸出させるという合意はない。

最判昭和52年および54年は、遺産から生じた財産の帰属を一般的に論じているわけではない⁽¹⁴⁾。また、本判決も同様である。したがって、これら3つの判決を同一の次元で捉えるべきではない。上記第2のように、事案が異なると考えるべきであろう。

(b) 射程

本判決は、共有物分割による賠償金の性質について何ら論じていない。仮に、賠償金を金銭債権として捉えることができるのであれば、射程は大きく広がらう。相続財産中に、金銭債権をはじめとする可分債権が存在する場合、各共同相続人に分割帰属するというのが判例理論である⁽¹⁵⁾。本判決は、賠償金という金銭債権が各共同相続人に分割帰属せず、遺産分割まで保管されるべきものとしている。可分債権である賠償金債権は遺産分割の対象となる、としていると考えることもまったく不可能ではない。

本判決が示す「遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものである」とする部分は、代償財産一般にあてはま

(12) 無署名コメント・判例時報2206号(2014年)81頁。共有物分割による価格賠償は、全員合意による売却と同視できないため、最判昭和54年の「特段の事情」に該当すると考えられる。

(13) 最判昭和42年8月25日民集21巻7号1729頁は「共有物の分割は、共有者相互間において、共有物の各部分につき、その有する持分の交換又は売買が行なわれることであって(民法249条、261条参照)」と判示している。

(14) 潮見佳男『相続法〔第5版〕』(弘文堂、2014年)167頁。

(15) 最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁は、「相続人人数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と判示している。

る⁽¹⁶⁾。この点、さらなる検討が必要である⁽¹⁷⁾。

4 賠償金の保管義務

(1) はじめに

共有物分割により遺産共有持分権者に賠償金が支払われることとなった場合、賠償金の支払いを受けた遺産共有持分権者は、これを確定的に取得することができず、遺産分割がされるまでの間、保管する義務を負うとされる。共有物の裁判上の分割による賠償金は、遺産分割の対象から逸出させてはならない。なぜなら、裁判所が、遺産分割手続を無視して、遺産からの財産の逸出に加担したことになるからである。そのため、遺産共有持分権者は、遺産分割まで賠償金を保管する義務を負う。

しかしながら、①どのような根拠により保管義務が生じるのか、また、②具体的に遺産共有持分権者の誰が、どのような割合で保管すべきか、という点が明らかにされていない。

(2) 保管義務の根拠

遺産共有持分権者が負う保管義務の法的性質を、どのように考えるべきであろうか。従来、このような義務は考えられてこなかった⁽¹⁸⁾。

まず、相続財産について、法律上、共同相続人が保管義務を負っているかが問題となる。限定承認・放棄の熟慮期間中について、相続人は、その固有財産におけるのと同じ注意をもって、相続財産を管理しなければならないとされている(918条)。ただ、この規定は、あくまで熟慮期間中の相続人の義務にすぎない。相続財産についての一般的な保管義務規定は存在しない。また、共同相続財産は共有物であるが、共有者が一般的に共有物について保管義務を負っているわけではない。したがって、法律上、共同相続財産について保管義務が当然に生じるとはいえない。

(16) この問題について詳しくは、松原正明「遺産分割の対象となる財産の範囲と限界」川井健ほか『講座・現代家族法 第5巻』(日本評論社、1992年)50頁以下参照。

(17) その他、大淵真喜子「判批」ジュリスト1466号(2014年)151頁は、競売による換価分割の場合に、本判決の射程が及ぶかが問題となることを指摘する。

(18) たとえば、本件第1審は、共有物分割による賠償金を、遺産分割の対象として確保する方法が存在しないことを指摘していた。本山敦「本件判批」月報司法書士506号(2014年)70頁は、相続人が賠償金の保管義務を負うのか、よくわからないとの指摘を行う。

そこで、本判決の保管義務は、裁判所が非訟事件であることから特別に認めたと考えるべきである。258条に基づく共有物分割訴訟は本質的に非訟事件である。そのため、裁判所による特別な義務設定が認められる⁽¹⁹⁾。

(3) 裁判所の命じる保管の範囲

裁判所は、遺産共有持分権者の誰に、どのような割合で保管義務を命じるべきであろうか。基本的には、遺産共有持分権者全員に法定相続分にしたがって保管させるべきであろう。なぜなら、遺産共有は基本的に狭義の共有であり、その持分は法定相続分によっているからである。ただ、共有物分割は、本判決が判示するように「共有者間の公平を保ちつつ、当該共有物の性質や共有状態の実情に適合した妥当な分割が実現されることを期したものと考えられる」ことから、各共同相続人の事情を加味した上での分割が認められる。賠償金の保管がなされなくなる場合に備えて、資力のある者に保管を義務づけることなどが考えられる。

本件事案において、原審は共同相続人4人の法定相続分ではなく、全員平等に4分の1ずつの割合で賠償金の支払いを命じている。本判決は、「共同相続人間の関係、紛争の実情等に鑑み、Aの遺産分割がされるまでの間、対立する当事者の双方に単純に平等の割合で賠償金の保管をさせておくのが相当であるとの考慮に基づき、その趣旨でX₁にその割合に従った賠償金の支払を命じたものと解し得ないこともない」として、原審の判断を維持している⁽²⁰⁾。

事実上、保管を条件とした支払いという条件付判決を命じることは困難である。そこで、可分債権が分割帰属した場合と同様に、各共同相続人への支払いを認めざるをえないこととなる。

(4) 保管義務違反

結局のところ、賠償金は各共同相続人へ、法定相続分に従って支払われることが多くなろう。そこで、実際に保管がなされなかった場合に問題が生じる。

まず、この保管義務は、共同相続人間において、裁判所が認めた特別な債務(法定債務)として生じると解すべきである。一部共同相続人が、この義務に

(19) 共有物分割訴訟の本質と訴訟法上の取扱いについては、大江毅「共有物分割訴訟に関する史的考察」*阪大法学* 53巻2号(2003年)107頁参照。

(20) 本判決は、原審が、各相続人が賠償金を確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うことを判決中に明記していないことも指摘している。

違反した場合、他の共同相続人は、理論上、債務不履行に基づく損害賠償請求が可能である。

具体的な問題として、一部共同相続人が賠償金を費消することが考えられる。この場合、他の共同相続人は、詐害行為取消を主張することが認められうる。なお、賠償金が金銭のかたちで存在し、これが差押えにあった場合、封筒に入れられて外界から区別されているなど特段の事情がない限り⁽²¹⁾、他の共同相続人は差押債権者に優先権を主張することは難しい。また、保管者が自己名義の預金債権等として保管している場合、債務者との関係では、保管者が債権者であることから、他の共同相続人がこれについて権利主張することは容易ではなくなる。信託として構成できる場合には、他の共同相続人による権利主張が可能である。

保管義務の具体的内容は、次のように考えるべきこととなろう。賠償金としての金銭を保管する場合には、他の金銭等と区別して保管をすること、また、預金債権等として保管する場合には、遺産である旨を示して預金口座を開設し保管をすることが求められる。しかし、このような内容を判決で命じることは困難であり、実効性を確保する手段が求められる。

【付記】 本稿は JSPS 科研費 24730088 の助成を受けたものである。

本稿脱稿後、宮本誠子「本件判批」新・判例解説 Watch（文献番号 z188170 09-00-040741090）に触れた。

（本学法学部准教授）

(21) 最判昭和 39 年 1 月 24 日判時 365 号 26 頁。